四運自公第２３号
一部改正　平成２９年３月２２日　四運自公第５０号
一部改正　平成２９年５月２９日　四運自公第　３号

公　　示

一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請等に対する法令試験の実施要領について

一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの審査・判断をするための法令試験を実施することとし、下記のとおり実施要領を定めたので公示する。

平成２５年１１月１日

四国運輸局長　　丸山　研一

記

１．　試験の受験者
申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員）

２．　受験者の確認
実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証等の提示を求め確認する。
また、取締役会非設置会社であって、代表権を有する常勤の役員であることを証するに足る書面を提出していない場合は、これらの書面の提出を求め確認する。

３．　試験の実施時期等
試験については、原則として毎月１回の実施とする。なお、実施予定日の７日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。
法令試験は申請者に対する申請内容についての聴取を行う前に実施する。

４．出題範囲及び設問形式等
次のとおりとする。
（１）　出題範囲　　別紙のとおり

（２）　設問方式　　筆記試験（正誤式、語群選択式及び記述式）とする。
（３）　出題数　　４０問とする。
（４）　合格基準　　合格基準は、９０パーセント以上の成績とする。
（５）　試験時間　　６０分とする。
（６）　試験問題の扱い　　試験終了後速やかに回収する。
なお、過去の試験問題については公表することとする。

５．　合格・不合格の扱い

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を変更し、実施する。

６．　再試験の実施

（１）再試験の実施に係る取扱いについては、１．から４．に準じて行う。なお、再試験の実施は１回限りとする。新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）については、速やかに申請の却下処分の手続を行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

（２）事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の９第３項、第４８条の４第１項、第４８条の５第１項及び第４８条の１２第２項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」　（平成２４年４月１３日国土交通省告示第４５４号）第２条第１号に規定する基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了するごとに、試験の機会を１回与えるものとする。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から概ね１年後の指定する期日までに、試験の受験を繰り返し行うものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者（以下、「実施者」という。）が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって、確認することとする。

７．試験の免除

許可等の申請に係る初回の試験実施日時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあっては、試験の受験を免除する。

８．　その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７

第１項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項等（国土交通省告示第１０８９号）」とする。

附　則

本実施要領は、平成２５年１１月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附　則　（平成２９年３月２２日付け四運自公第５０号）

本実施要領は、平成２９年４月１日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附　則　（平成２９年５月２９日付け四運自公第３号）

本実施要領は、平成２９年４月１日以降に申請を受け付けるものであり、かつ、平成２９年５月２９日以降に試験を実施するものから適用するものとする。

別紙　一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

１、２　（略）

３①　（略）

②　「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第１０８９号）」

③～⑤　（略）

別　紙

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

出　題　範　囲
１　道路運送法関係 ①道路運送法　②道路運送法施行令　③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥自動車事故報告規則 ⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款
２　道路運送車両法関係 ①道路運送車両法　②道路運送車両法施行令　③道路運送車両法施行規則 ④道路運送車両の保安基準
３　一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等 ①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 ②「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（国土交通省告示第１０８９号）」 ③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 ④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 ⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等